

独立行政法人の経営努力認定等に関する取扱い

1. 独立行政法人の経営努力認定について(総務省行政管理局) 1
2. 次期中期目標期間への積立金の繰越しについて(総務省行政管理局) 4
3. 剰余金の翌事業年度への繰越しに係る文部科学大臣の承認等について
(通知) 5

独立行政法人の経営努力認定について

平成 18 年 7 月 21 日
平成 19 年 7 月 4 日改定
総務省行政管理局

1 独立行政法人(以下「法人」という。)の経営努力については、従来、独立行政法人通則法、独立行政法人会計基準(参考1、2)に基づいて、主務省が、独立行政法人評価委員会の意見を聴き、財務省と協議を行った上で認定してきたが、今後これを一層促進するため、その認定の基準を定めることとする。

(1) 法人の経営努力認定の基準には、次の点が求められる。

- ① 簡素で分かりやすいこと。
- ② 法人の経営努力を促す仕組みであること。
- ③ 法人が公的部門の一つである以上、経営努力の認定は厳格であるべきこと。

(2) また、法人の経営努力の概念は、独立行政法人会計基準で示された考え方や、これまでの認定の実績を踏まえると、次のように整理される。

- ① 法人が新規性・自主性のある活動により、
- ② 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入を増加させたり、費用を節減させたりすることを通じ、
- ③ 当該事業年度において利益を増加させるものである。

(3) 以上を踏まえ、「独立行政法人の経営努力認定の基準」を次のとおり定める。

ただし、本基準は、経営努力認定の一般的な考え方を示すものであり、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することも必要である。

- ① 法人全体の利益が年度計画予算を上回ること(ただし、区分経理がなされている場合には、当該勘定における利益も年度計画予算を上回ることが必要。)
- ② 経営努力認定の対象案件の利益の実績が原則として前年度実績を上回ること。(ただし、前年度実績が前々年度の実績を下回っている場合には、その理由を合理的に説明することが必要。)。前年度実績を下回った場合には、その理由を合理的に説明することが必要。
- ③ その上で、次のとおり、経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること。
 - ア 収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。なお、前年度以前になされた契約で1年以上効果が継続しているものについては、原則初年度のみ認める。
 - イ 収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。
- ④ 上記の他、特許等による知的財産収入に基づく利益のすべてを経営努力と認める。法人の設立前に取得した特許等知的財産に関する契約から生じた利益であっても、当該契約に係る利益が法人の設立後に初めて生じたものは対象とする。

(注1) 利益は、運営交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたものであることが必要である。

(注2) 利益は、収入から、これを認めるために要した費用を適切に見積もって算定した上で、控除した金額である。

2 本基準は、今後の運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(参考 1) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)(抄)

(利益及び損失の処理)

第 44 条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 独立行政法人は、第 1 項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第 30 条第 1 項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第 2 項第 6 号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第 1 項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(財務大臣との協議)

第 67 条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第 44 条第 3 項の規定による承認をしようとするとき。

四 (略)

(参考 2) 独立行政法人会計基準(平成 12 年 2 月 16 日設定・17 年 6 月 29 日改訂)(抄)

第 73 通則法第 44 条第 3 項による承認の額

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により主務大臣の承認を受けた額」(承認前には「独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により主務大臣の承認を受けようとする額」)は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 「独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものであることが必要である。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。)から生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。

(2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)

(3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

「独立行政法人の経営努力認定について」の解釈について

平成 18 年 7 月 21 日
総務省行政管理局

平成 18 年 7 月 21 日付け「独立行政法人の経営努力認定について」について、その解釈を以下のとおりお示しする。

- 1 本件通知は、ア) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によって生じた利益、及びイ) 費用の減少によって生じた利益のいずれについても、その経営努力認定の一般的な考え方を示すものである。
- 2 本件通知中、(注 1) 及び(注 2) にいう「利益」は、上記 1 のうちイ) の利益を含まず、ア) の利益のみを指す。
- 3 本件通知中、「1(2)①法人が新規性・自主性のある活動により、」にいう「新規性」は、上記 1 のア) やイ) の利益が、当該事業年度内に生じることを指す。
- 4 独立行政法人会計基準第 73<参考>4 において、経営努力認定を受けようとする額の条件の一つとして示されている「その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること」については、本件通知には特記していないものの、これによって上記の独立行政法人会計基準の規定を否定するものではない。

以 上

次期中期目標期間への積立金の繰越しについて

平成18年6月22日
平成19年7月4日改定
総務省行政管理局
(独立行政法人総括)

標記については、各府省において財務省と協議するものであるが、一般的な考え方を参考に示せば、以下のとおりである。

1 原則的な考え方

本来、積立金は原則国庫納付するものであるが、

- ① 経営努力が認定された目的積立金(通則法第44条第3項)については、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
 - ② 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越しを行う合理的な理由がある場合、
 - ③ 国庫納付する現金がなく、その点について合理的理由がある場合
- については、個別事情を勘案の上、合理的な範囲内で次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられる。

2 次期中期目標期間に繰り越すことができる場合の主な例

一般的に、次のような場合には次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるが、個別の事情を考慮して更に検討する必要がある。

- ① 研究開発を行う独立行政法人において経営努力が認定された目的積立金について、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合であって、次期中期目標を達成するために、i)研究開発のための施設・設備の整備や用地の取得を行う場合、ii)実施すべき研究開発プロジェクトがある場合
 - ② 競争的資金の配分を受けた研究開発を行う機関において、当初予想し得なかったやむを得ない事由に基づいてその研究計画に変更が生じ、当中期目標期間中の完了が困難になったために、競争的資金配分機関において次期中期目標期間への繰越しが必要になる場合
 - ③ 自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合
 - ④ 棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定が計上されている場合
- (注)③、④のような場合は、積立金のうち簿価相当額の貨幣資産が償却資産として拘束されているためである。

なお、上記については、中期計画に照らし、業務上真に必要と認められる場合でなければならない。

3 ファイナンスリースに係る損益差額(運営費交付金を収益化して支払った場合)

実際に支払うリース料に応じて運営費交付金を収益化した結果、契約期間の途中においては損失が生じるものがある(リース契約期間終了時には損益はゼロとなるものである)。その結果、中期目標期間の終了時にファイナンスリースに係る差損が生じた場合には、当該部分に関しては積立金が発生しないため、国庫納付は行われなかったことと考えると考えられる。

各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿
各大学共同利用機関法人機構長

文部科学省高等教育局長 石川 明
文部科学省研究振興局長 清水 潔

剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について(通知)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人」という。)における国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第44条第3項における文部科学大臣の承認(以下「経営努力認定」という。)については、以下のとおり取り扱うこととするので、留意されたい。

1. 剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認の基本的仕組み

剰余金(準用通則法第44条第1項に定める残余)の翌事業年度への繰り越し(準用通則法第44条第3項)に係る文部科学大臣の承認については、剰余金がある場合、各国立大学法人は経営努力により生じたものであることを説明し、同条第4項の規定により文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴取し、国立大学法人法第36条第4項の規定に基づき財務大臣と協議のうえ経営努力認定を行うこととされている。

2. 独立行政法人における経営努力認定

独立行政法人における経営努力認定の仕組みとしては、

- ①運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- ②中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したもの
- ③その他独立行政法人において経営努力によることを立証した場合

についてはそれぞれ経営努力により生じたものとされている(独立行政法人会計基準 第73 通則法第44条第3項による承認の額 <参考>経営努力認定の考え方について)。

具体的には、運営費交付金等に基づく収益以外の収益から生じた利益についてはその増収等が経営努力によること、本来行うべき業務を効率的に行ったため費用が減少したことにより生じた利益については、個々の事業毎に予算と決算の差額が経営努力によることを説明することにより経営努力認定を受ける運用がなされている。

3. 教育研究の特性と経営努力認定

国立大学法人における経営努力認定の基本的仕組みは、独立行政法人と同様とされているが、国立大学法人の主たる事業である教育研究は、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施され、個々の事業毎に客観的な達成度を説明することは容易ではないという特性を有している。

仮に、経営努力認定に際して、独立行政法人と同様に個々の事業毎に予算決算の差額が経営努力によることを立証しようとしても、

- ①国立大学法人における研究は、教員の自由な発想で行われ、事業に可塑性が認められることが特性であるため、事業計画に則して事業の進捗度を測定することが教育研究の特性上困難であること
- ②研究について、成果が得られるまでの間は事業の進捗度について客観的な説明をすることが事実上困難な場合が多いこと
- ③教育について、個々の教員や講座等を単位として予算と決算の差額が経営努力によることを立証しようとしても、教育研究が相互に複雑に関連し合いながら実施されるため大変に複雑なものとなると考えられること

などから、国立大学法人における経営努力認定については、こうした教育研究の特性に鑑み、独立行政法人の経営努力認定の仕組みとは異なる仕組みとする必要がある。

4. 運営費交付金債務の収益化と経営努力認定の考え方

国立大学法人においては、国立大学法人会計基準により、運営費交付金債務は原則として期間進行基準により収益化することとされているが、これは行うべき事業を行うことを前提としたものである。したがって、国立大学法人においては、当該年度に行うべき事業を予定通り行えば基本的には収支均衡するものであり、このように行うべき事業を予定通り行った場合であって剰余金が生じたときには、国立大学法人の業務運営の効率化等の結果とすることが妥当であり、行うべき事業を行わなかった場合に限り、当該事業に相当する運営費交付金債務は、負債のまま翌事業年度に繰り越されることとなる。

さらに、国立大学法人へ措置される運営費交付金の算定においては、

- ①国立大学法人の業務運営にあたっては、他の多くの独立行政法人とは異なり、運営費交付金以外の相当額の自己収入を有することを踏まえ、事業規模の相当部分が国立大学法人の裁量に委ねられていること
- ②事業規模の増減に伴い運営費交付金が直接増減する収支差とはされていないこと
- ③運営費交付金は収入動向にかかわらず効率化係数を課するなど国が求める業務の効率化は、一定のルールの下に国が先取りする形となっていること
- ④附属病院収入や学生納付金等の主要な自己収入については、経営改善分や増収分を一定のルールの下に国が先取りする形となっていること

から、国立大学法人が行うべき事業を行ったことを立証することにより、剰余金については、予め国に帰属すると定められたものを除き、原則として経営努力認定を行う取扱いとする。

5. 経営努力認定の仕組み

以上により、国立大学法人においては、その事業である教育研究の特性から、中期計画において記載された教育研究に係る当該事業年度における行うべき事業を行ったことを立証することをもって、経営努力に係る説明責任を果たしたとする取扱いとする。

具体的には、国立大学法人は、各事業年度において剰余金がある場合、中期計画において記載された教育研究に係る当該事業年度における行うべき事業を行ったことを、

- ①客観的な指標である学生収容定員を在籍者が充足していること
- ②特に、特別教育研究経費により措置された事業及び法人内予算におけるプロジェクト事業等については、具体的な成果又は実施状況

をもって説明することとし、当該説明を受け、文部科学大臣は、国に帰属すると予め定められたものを除き、原則として経営努力認定を行うこととする。（【別添】参照）

○国立大学法人における運営費交付金債務の取扱い

国立大学法人における運営費交付金債務の取扱いについては、原則として事業の状況に応じ以下のとおり取り扱うこととする。この取扱いによって剰余金が生じた場合、原則として経営努力認定を行うこととする。

区分	事業の状況	運営費交付金債務の取扱い
行うべき事業を行った場合	中期計画に記載された学部、修士、博士、専門職大学院の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している場合	期間進行基準により運営費交付金債務を収益化
	特別教育研究経費により措置された事業及び法人内予算におけるプロジェクト事業等の場合	成果進行基準により運営費交付金債務を収益化
行うべき事業を行わなかった場合	学生収容定員に対し在籍者が一定率(※)を下回った場合 ※平成 16～18 年度:85% 平成 19～21 年度:90%	運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額について、収容定員を下回った割合により当該措置額に相当する額をもって運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰越し →中期目標終了時に相当額を国庫納付
	天変地異等による業務の中断等、予定された事業が実施されていないと明らかに認められる場合	(例)運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額について、キャンパスの閉鎖日数等の客観的な基準により当該措置額に相当する額をもって運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰越し → 翌事業年度以降において補講を行うこと等により当該事業年度における行うべき事業を行った場合は、成果進行基準により運営費交付金債務を収益化

○剰余金等のうち予め国に帰属すると定めるもの

○ 国立学校特別会計から各国立大学法人に承継された剰余金のうち
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未完成工事契約の相当額のうち執行上不用が生じた額 ・ 二段階選抜実施に伴う検定料返還義務及び休学者にかかる授業料返還義務の相当額のうち執行上不用が生じた額 ・ 法人化以前に発生した事件に係る損害賠償の見込み額の相当額のうち執行上不用が生じた額 <p>について文部科学省からの連絡に従い収益化を行った結果生じた剰余金、または、収益化を行なわなかった額</p>
○ 各事業年度において独立行政法人通則法第44条第3項による文部科学大臣の承認(経営努力認定)を受けられなかった額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画に記載されている学部、修士、博士課程、専門職大学院における各学生収容定員を在籍者が一定率(平成16～18年度は85パーセント、平成19～21年度は90パーセント)を下回った場合に、運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額について、収容定員を下回った割合により当該措置額に相当する額 ・ 天変地変、その他法人の事情等により行うべき事業を行わなかった場合で、翌事業年度以降においても、補講を行うこと等をせず当該事業年度における行うべき事業を行なわなかった場合、運営費交付金の積算のうち当該事業に要する経費として措置している額
○ その他国立大学法人法第32条第1項による文部科学大臣の承認を受けられなかった額

○経営努力認定に係る国立大学法人と独立行政法人との主な相違

区分	国立大学法人	独立行政法人
事業の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が教育、研究、診療に亘り複雑かつ比較的大規模。 ・ 事業が相互に関連し独立性が低い。 ・ 教育、研究の特性から事業計画変更の可能性大。 ・ 概して事業の客観的な進捗度の把握が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の研究機関型法人を除き比較的単純かつ小規模。 ・ 複数事業がある場合も事業毎の独立性が比較的高い。 ・ 事業計画変更の可能性小。 ・ 事業の客観的な進捗度の把握が可能な法人も存在。
運営費交付金収益化	<p>【原則】 期間進行</p> <p>【例外】 費用進行(退職給付)</p> <p>成果進行(プロジェクト事業等)</p>	<p>【原則】 費用進行(事実上)</p> <p>【例外】 成果進行・期間進行</p>
経営努力認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行うべき事業を行っていることを立証。 ・ 自己収入に係る増収は、全て認定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業毎に予算・決算の差額が経営努力によることを立証。 ・ 自己収入に係る増収は、経営努力によることを立証。

○国立大学法人法(平成十五年七月十六日法律第百十二号)(抄)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第35条 独立行政法人通則法(略)第31条から第50条まで(略)の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中、「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替える(略)。

○独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)【読替え後】(抄)

(利益及び損失の処理)

第44条 国立大学法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 国立大学法人は、第1項に規定する残余があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を国立大学法人法第31条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

剰余金の翌事業年度への繰越しに係る文部科学大臣の承認等について

ポイント

- 剰余金の翌事業年度への繰越しに係る文部科学大臣の承認(以下「経営努力認定」という。)の基本的仕組みは、独立行政法人と同様である。
剰余金がある場合、各国立大学法人は経営努力を立証し、文部科学大臣は、評価委員会の意見聴取及び財務大臣協議を経て承認することとされている。
- 準用通則法第44条第1項に定める残余がある場合、国立大学法人は、行うべき事業を行ったことを
 - ①学生収容定員を在籍者が一定率以上で充足していること
 - ②特別教育研究経費により措置された事業及び法人内予算におけるプロジェクト事業等については、具体的な成果又は進捗状況を説明することにより立証し、それを受けて、文部科学大臣は原則として経営努力認定を行い、国立大学法人は剰余金を繰越しすることができる。

具体的な取扱い

○基本的な考え方

計画通り事業を実施すれば収支均衡



各法人は、行うべき事業を行ったことを立証



剰余金は、原則として経営努力認定し繰越し

○行うべき事業を行ったことの説明

- ・ 学部、修士、博士、専門職大学院の各学位課程毎の学生収容定員を在籍者が一定率以上で充足(平成16年～平成18年度:85%、平成19年～平成21年度:90%)
- ・ 特別教育研究経費により措置された事業及び法人内予算におけるプロジェクト事業等は事業の成果又は進捗状況

○運営費交付金債務の取扱い

- ・ 学生収容定員に対し在籍者が一定率を下回った場合
→ 運営費交付金の積算のうち未充足学生の教育経費相当額は運営費交付金債務のまま繰越し、中期計画終了時に国庫納付
- ・ 天変地変等による業務の中断等、予定された事業が実施されていないと明らかに認められる場合
→ 未実施事業相当額は運営費交付金債務のまま繰越し、翌事業年度以降において行うべき事業を行ったことを説明し、運営費交付金債務を収益化



剰余金は、原則として経営努力認定し繰越し

(参考資料)

○充足率(学生収容定員に在籍者が占める率)が一定率を下回った場合における国庫納付額の算定方法

$$\text{国庫納付額} = (\text{学生収容定員} - \text{在籍者数}) \times \text{学生一人当たり教育費単価}$$

(注1) 学生一人当たり教育費単価は、実収容定員が一人増減した際の所要額とし、教育研究組織係数(運営費交付金の算定に用いる係数)に基づき算出する。

(注2) 学生収容定員: 中期計画の別表に掲げられた収容定員

在籍者数: 学校基本調査(学生教職員等状況票: 5月1日現在)による学生数